

小値賀町議会第2回定例会 (第6日目)

1、出席議員 8名

1	番	今	田	光	弘
2	番	松	屋	治	郎
3	番	末	永	一	朗
4	番	土	川	重	佳
5	番	浦		英	明
6	番	横	山	弘	藏
7	番	宮	崎	良	保
8	番	立	石	隆	教

2、欠席議員 なし

3、地方自治法第121条の規定により、説明のため、この会議に出席した者は、次のとおりである。

町		長	西		浩	三
副	町	長	谷		良	一
教	育	長	吉	元	勝	信
会	計	者	尾	崎	孝	三
総	務	長	中	川	一	也
住	民	長	西	村	久	之
福	祉	所	植	村	敏	彦
産	業	課	木	下	誠	子
産	業	課	中	村	慶	幸
建	設	長	蛭	子	晴	市
診	療	長	近	藤		進
教	育	次	前	田	達	也

4、本会議の事務局職員は、次のとおりである。

議	会	事	務	局	長	尾	野	英	昭
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

5、議事日程

別紙のとおりである。

議 事 日 程

小値賀町議会第2回定例会

平成28年6月22日（水曜日） 午前10時00分 開 会

- 第 1 会議録署名議員指名（末永一朗議員 ・ 土川重佳議員）
- 第 2 発議第2号 小値賀町議会会議規則の一部を改正する議会規則（案）
- 第 3 発議第3号 小値賀町議会通年の会期制条例（案）
- 第 4 発議第4号 議会の委任による町長の専決処分事項の指定について（案）
- 第 5 発議第5号 小値賀町議会委員会条例の一部を改正する条例（案）
- 第 6 発議第6号 小値賀町議会傍聴規則の一部を改正する議会規則（案）
- 第 7 発議第7号 小値賀町議会委員会傍聴規則（案）
- 第 8 議案第55号 小値賀町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）
- 第 9 議案第56号 小値賀町立小値賀こども園設置条例の一部を改正する条例（案）
- 第10 議案第53号 工事請負契約の締結について
（総合公園グラウンド改修工事）
- 第11 議案第54号 平成28年度小値賀町一般会計補正予算（第1号）

第 1 2 議員派遣の件について

第 1 3 各委員会の閉会中の継続調査（審査）について

午前10時00分開会

議長（立石隆教） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、3番・末永一朗議員、4番・土川重佳議員を指名します。

お諮りします。

日程第2、発議第2号、小値賀町議会会議規則の一部を改正する議会規則（案）、日程第3、発議第3号、小値賀町議会通年の会期制条例（案）、日程第4、発議第4号、議会の委任による町長の専決処分事項の指定について（案）は、関連がありますので、一括議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 異議なしと認めます。

したがって、日程第2、発議第2号、日程第3、発議第3号、日程第4、発議第4号を一括議題とします。

発議第2号、発議第3号、発議第4号について、土川重佳議会運営委員長が趣旨説明を行います。

土川議会運営委員会委員長

議会運営委員会委員長（土川重佳） 発議第2号から発議第4号までの趣旨説明をします。

まず、発議第2号 小値賀町議会会議規則の一部を改正する議会規則（案）について、趣旨説明をします。

今回の一部改正は、小値賀町議会基本条例制定に伴い、会期により活動が制限されていた議員及び議会活動の幅を広げる為に年間を通じて活動できるように、その会期を通年とする通年議会を実施することを定めたために、小値賀町議会基本条例に合わせて関連規定を改正するものです。

それでは、提出議会規則案の概要をご説明いたします。新旧対照表をご覧ください。

目次の改正は第18章のあとに自由討議の章を追加するため、「第19章 補則（第128条）」を「第19章 自由討議（第128条）第20章 補則（第129条）」に改めるものです。

第5条から第7条までの改正は、定例会・臨時会方式から、地方自治法に基づく通年の会期制としたことによるもので、第5条は会期をその都度の議決に

より決定することから条例で定める日から 1 年間となることによるものです。第 6 条・会期の延長及び第 7 条・会期中の閉会の規定は、通年の会期制の導入により会期の延長や会期中の閉会がなくなりますので、それぞれの条の本文を削除とするものです。なお、条を残しておくのは、全国町村議会議長会の標準会議規則との関連付けをしやすくするためで、以下も同じです。

第 10 条・休会の改正も、通年の会期制の導入で一年中開会され、休会、会期外という概念がなくなるため本文を削除とするものです。

第 15 条・一事不再議の改正は、通年の会期制の導入により、同一会計年度中に補正予算が提出できなくなる等の誤解を生まないよう、これまで運用によっていた事情変更の法則を追加規定するものです。

第 53 条・議長の発言及び討論の改正は、自由討議においては、議長も議員の一人として発言できるようにする必要があるため、旧・町村制と同様、議長席において議員として発言することができ、発言は、議長が会議に諮って行う規定を追加するものです。

第 55 条・質疑の回数の改正は、一問一答方式の導入のため、一括質疑・一括答弁を前提とした質疑の回数制限を行わないことを明確にするため、例示規定を削り、2 項に、一問一答方式で行うことを追加するものです。

第 61 条の一般質問の改正は、一般質問においても一問一答方式とするため、5 項で一般質問の時間指定と、6 項で一問一答方式とする規定をそれぞれ追加するものです。

第 63 条・準用規定の改正は、質問においても質疑の発言時間の制限規定を準用させるためのものです。

通年の会期制導入に伴い、第 64 条・発言の取消し又は訂正の申し出の期間を会議録の調製までの間とするものです。

第 75 条 継続審査の改正は、通年の会期制導入により「閉会中」の期間がなくなるため、文言を「次会期」に改めるものです。

第 124 条は、会議録の記載事項の規定を調製に関する規定に改めるため、冒頭に新たに 2 項を加えるものです。1 項は、会議録は会議の日ごとに調製すること、2 項は、会議録は会議日程終了後 3 月以内に印刷して、議会図書室等で閲覧させることを規定しています。

議会の議論の活発化、特に議員間討議を行うため、新たに自由討議の規定を第 19 章に設けることとしました。自由討議とはあらかじめ議題を設定し、議員間で自由に討議するものです。自由討議の議事については会議規則の他の章の規定を準用することとしています。

附則はまず施行日について、原則平成 28 年 7 月 1 日から施行としますが、通年議会が関係する第 5 条、第 6 条、第 7 条及び第 10 条の規定は、最初の議員の

任期開始日に相当する日つまり解散がなければ、平成 29 年 4 月 30 日から適用することとしています。

続きまして、発議第 3 号、小値賀町議会通年の会期制条例制定について、趣旨説明をします。

この条例案は、小値賀町議会基本条例第 9 条の規定に基づき、通年議会を実施するため、地方自治法第 102 条の 2 第 1 項の規定による通年の会期制条例で制定するものです。

第 1 条（趣旨）は法的な根拠規定です。

第 2 条（会期）は、通年制の趣旨を生かすため、会期を議員の任期に一致させるものです。条文には具体的日付が入っていませんが、現在の議員の任期では 4 月 30 日から翌年の 4 月 29 日になります。

第 3 条は、地方自治法第 102 条の 2 第 6 項の規定による定例的に会議を開く日の規定で、7 月、11 月、3 月各月の規定する日を定例日とするものです。2 項では、定例日が、小値賀町の休日を定める条例に規定する町の休日に当たる日は会議を開く日を順次繰り下げます。

附則第 1 項は施行日で、公布の日から施行し、公布の日以降、最初の議員の任期開始日に相当する日から適用しようとするものです。第 2 項は、公告式条例の改正の規定です。現在、「傍聴人取締規則」と規定していますが、議会では平成 5 年に「取締」の語を削っていますが、条文がそのままとなっていました。今回、議会は傍聴を住民の権利と開かれた議会のためのものと考えを明確にしたことを鑑み、「傍聴規則」に改めるものです。また、通年の会期制にすることで、町長の議会招集告示が初議会を除いて不要になりました。通年の会期制が適用されるようになれば、告示がなくなることから議会の開閉について、制度的に住民が知る権利が保障されないことにもなりかねないので、町の書類の記録として残すため、会議の開議の公告を議長が行う規定を加えることとしました。第 3 項は年 4 回の定例会開催を規定してきた小値賀町議会定例会条例を廃止するものです。

次に、発議第 4 号、議会の委任による町長の専決処分事項の指定について（案）の趣旨説明をします。

この指定は、地方自治法第 180 条第 1 項及び小値賀町議会基本条例第 31 条の規定に基づき、町長において専決処分することができる事項を指定するものです。指定するものとして、「会計年度末における日切れ扱いの地方税法等の法令改正に伴う当然必要な条例の改正及び歳入歳出予算の補正をすること」を規定しています。

附則として、この指定は、平成 29 年 4 月 1 日から施行するとしています。

以上で、発議第 2 号から発議第 4 号までの趣旨説明をしました。

議員に置かれましては、ご理解いただき、ご賛同を賜りますようお願い申し上げます、趣旨説明とさせていただきます。

議長（立石隆教） しばらく休憩します。

— 休憩	午前	10 時	12 分	—
— 再開	午前	10 時	13 分	—

議長（立石隆教） 再開します。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから発議第 2 号、小値賀町議会会議規則の一部を改正する議会規則（案）討論を行います。

討論はありませんか。

浦 議員

5 番（浦 英明） 私は賛成の立場で討論いたします。

今回の改正は、第 5 条の会期を通年としたため、詳細を別に条例で定めること、第 53 条 2 項に、議長は議長席において議員として自由討議で発言することを追加。一般質問を一問一答方式に改正したこと、第 9 章に自由討議が追加されたこと、こういったことが主な改正であります。詳しくは委員長説明のとおりであります。これは、議会基本条例の制定に伴いまして、議員及び議会活動の拡充を図り、合わせて関連規定を改正するものであり、今後の議員活動に欠かせない規則であります。

したがいまして、私は、発議第 2 号、小値賀町議会会議規則の一部を改正する議会規則（案）について賛成をいたします。

以上で討論を終わります。

議長（立石隆教） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、発議第 2 号、小値賀町議会会議規則の一部を改正する議会規則（案）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 異議なしと認めます。

したがって、発議第 2 号、小値賀町議会会議規則の一部を改正する議会規則(案)は、原案のとおり可決されました。

これから発議第 3 号、小値賀町議会通年の会期制条例(案)の討論を行います。

討論はありませんか。

宮崎議員

7番(宮崎良保) 発議第 3 号、小値賀町議会通年の会期制条例について、賛成の立場で討論をいたします。

前日、議決しました小値賀町議会基本条例における通年の会期制の具体的な実施に関する条例の制定であり、小値賀町議会は、地方自治法第 102 条の 2 第 1 項の規定による通年の会期制と規定することを条例化するものであります。通年議会においては、一昨年に試験的に 6 月 17 日から 12 月 26 日まで実施し、その長所、短所については既に経験し、その問題点を克服してきました。今回の制定はその実績に基づき、議員の任期の開始に相当する日から翌年の当該日の前日までと規定し、解散がなければ 4 月 30 日から翌年の 4 月 29 日になります。また、地方自治法第 102 条の第 2 第 6 項の規定により、定例日の規定で、7 月、11 月、3 月各月の規定する日を定例日として規定するものであります。条例で定例会の開催日を固定することで、議会にとっても執行部にとっても年間の計画が組みやすく、マンパワー不足が叫ばれている現状でのその打開策の 1 つになるのではないかと考えます。更に議員にとっては年間を通じて議員活動に専念することにより、町民の負託に応えるべく活動ができ、その利点は計り知れません。我々は、全員協議会において 2 か年に亘り、様々な問題点を取り上げ、解決策を図ってきており、その実施において何ら不安要素はありません。長崎県下最も小さな自治体として、また有人国境離島として、多様化する諸問題に迅速に即応する体制を作ることにより、議会そのものの活性化に邁進し、小値賀町の発展に寄与することに努力することを述べて、賛成討論といたします。

議長(立石隆教) ほかに討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、発議第 3 号、小値賀町議会通年の会期制条例(案)を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 異議なしと認めます。

したがって、発議第 3 号、小値賀町議会通年の会期制条例(案)は、原案のとおり可決されました。

これから発議第 4 号、議会の委任による町長の専決処分事項の指定について(案)の討論を行います。

討論はありませんか。

浦 議 員

5 番(浦 英明) 私は賛成の立場で討論いたします。

地方自治法第 180 条第 1 項は、普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分に行うことができるとなっております。これは議会の委任による専決処分を謳っております。この指定は、附則に平成 29 年 4 月 1 日から施行するというふうになっておりまして、これは今回の 6 月議会に提出しなくてもよかったのですが、忘れる可能性があるのではないかという委員からの指定がありまして、今回、提出した次第であります。委員長趣旨説明のとおり、会計年度末におけるこの日切れ扱いの地方税の法令改正に伴う条例の改正と、歳入歳出予算の補正は認めざるを得ないと考えます。

したがって私は、発議第 4 号、議会の委任による町長の専決処分事項の指定について(案)に賛成をいたします。

以上で討論を終わります。

議長(立石隆教) ほかに討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、発議第 4 号、議会の委任による町長の専決処分事項の指定について(案)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 異議なしと認めます。

したがって、発議第 4 号、議会の委任による町長の専決処分事項の指定について(案)は、原案のとおり可決されました。

日程第 5、発議第 5 号、小値賀町議会委員会条例の一部を改正する条例(案)を議題とします。

土川重佳議会運営委員長が趣旨説明を行います。土川議会運営委員会委員長
議会運営委員会委員長（土川重佳） 発議第 5 号、小値賀町議会委員会条例の
一部を改正する条例（案）について、趣旨説明をします。

今回の一部改正は、小値賀町議会基本条例制定に伴い、町民の意見を議会に
活かす町民参加型の委員会を目指すために、委員会も議会と同様に公開とする
ことを定めたため、委員会の公開と委員会傍聴の取扱いについて改正するもの
です。委員会傍聴の取扱いについては、委員長の許可を得た者が傍聴できる規
定であったものを、委員長の許可を必要とせず、誰でも自由に傍聴すること
ができるようにするものです。

それでは、改正内容をご説明いたします。新旧対照表をご覧ください。

第 17 条の見出しを、「傍聴の取扱」を「委員会の公開及び傍聴の取扱い」に
改め、第 1 項の委員長の許可を得た者が傍聴できる規定であったものを、委員
長の許可を必要とせず、誰でも自由に傍聴することができるようにするもの
です。次条の秘密会は例外規定にしています。また、3 項で、委員会の傍聴に関し
必要な事項は、別に議会規則で定めると規定しています。

附則として、この条例は、平成 28 年 7 月 1 日から施行するとしています。

議員におかれましては、ご理解いただき、ご賛同を賜りますようお願い申し
上げ、趣旨説明とさせていただきます。

議長（立石隆教） これで趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、発議第 5 号、小値賀町議会委員会条例の一部を改正する条例（案）
を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 異議なしと認めます。

したがって、発議第 5 号、小値賀町議会委員会条例の一部を改正する条例（案）

は、原案のとおり可決されました。

日程第 6、発議第 6 号、小値賀町議会傍聴規則の一部を改正する議会規則（案）を議題とします。

土川重佳議会運営委員長が趣旨説明を行います。土川議会運営委員会委員長
議会運営委員会委員長（土川重佳） 発議第 6 号、小値賀町議会傍聴規則の一部を改正する議会規則（案）について、趣旨説明をします。

今回の一部改正は、小値賀町議会基本条例制定に伴い、これまで以上に公平・公正・透明な議会運営や開かれた議会づくりを推進し、情報の提供と共有化を図りながら、町民の積極的な参加を促すために、傍聴規則を改正するものです。主な改正としては、今まで児童及び乳幼児は傍聴できない規定であったものを、子ども議会も実施しているため、児童も傍聴できると定め、子育て支援の観点からも乳幼児のいる家庭にも配慮し、乳幼児と一緒に傍聴することができるようにするものです。

それでは、改正内容をご説明いたします。新旧対照表をご覧ください。

第 2 条傍聴の区分の規定は、一般席と報道関係者席に分けるとなっていますが、実際はこういう区分はしていませんので、第 2 条を削除とするものです。第 3 条傍聴人の定員の改正規定は、一般席を傍聴人に改めるものです。第 4 条傍聴の手続の改正規定は、傍聴人受付簿の記載事項から年齢を除くものです。第 5 条傍聴券の規定は、実際、傍聴券は交付していませんので、第 5 条削除とするものです。また、第 8 条傍聴席に入ることができない者の規定で、第 4 項を削るのは、子ども議会を実施しているため、実際、児童も傍聴に来ており、また、子育て支援の観点から乳幼児のいる家庭にも配慮し、乳幼児と一緒に傍聴できるようにするものです。第 9 条の傍聴人の守るべき事項の規定の第 8 号中、携帯電話を切るかマナーモードにすることと追加規定しています。第 10 条は見出しも含めて、映画を動画に改めるものです。

附則として、この規則は、平成 28 年 7 月 1 日から施行するとしています。

議員におかれましては、ご理解いただき、ご賛同を賜りますようお願い申し上げます。趣旨説明とさせていただきます。

議長（立石隆教） これで趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、発議第6号、小値賀町議会傍聴規則の一部を改正する議会規則(案)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 異議なしと認めます。

したがって、発議第6号、小値賀町議会傍聴規則の一部を改正する議会規則(案)は、原案のとおり可決されました。

日程第7、発議第7号、小値賀町議会委員会傍聴規則(案)を議題とします。

土川重佳議会運営委員長が趣旨説明を行います。土川議会運営委員会委員長**議会運営委員会委員長(土川重佳)** 発議第7号、小値賀町議会委員会傍聴規則(案)について、趣旨説明をします。

今回の委員会傍聴規則は、先程の発議第5号、小値賀町議会委員会条例第17条第3項の規定に基づき、委員会の傍聴に関し、必要な事項を定めようとするものです。

それでは、提出規則案の概要を説明いたします。第1条は、この規則の目的を規定し、委員会の傍聴に関し必要な事項を定めるとともに、町民の委員会傍聴の利便性を確保し、かつ委員会の円滑な運営を維持することを目的とすると規定しています。第2条は、傍聴の手続きの規定で、第1項で自由な傍聴を、第2項で委員会室ごとの定員を、第3項で、委員長は、定員を超えて傍聴を許可することができるかと規定しています。第3条は傍聴人の守るべき事項を、第4条は資料の提供等、第5条は写真、動画等の撮影及び録音等の自由の規定、第6条は、傍聴人の退場の規定、第7条は係員の指示、第8条は違反に対する措置を規定しています。

附則として、この規則は、平成28年7月1日から施行するとしています。

議員におかれましては、ご理解いただき、ご賛同を賜りますようお願い申し上げます。趣旨説明とさせていただきます。

議長(立石隆教) これで趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長（立石隆教） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、発議第 7 号、小値賀町議会委員会傍聴規則（案）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 異議なしと認めます。

したがって、発議第 7 号、小値賀町議会委員会傍聴規則（案）は、原案のとおり可決されました。

日程第 8、議案第 55 号、小値賀町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。 町 長

町長（西 浩三） おはようございます。

議案第 55 号、小値賀町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）の提案理由をご説明いたします。

本案は平成 27 年の 12 月議会で議決をいただきました小値賀町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 27 年条例第 31 号）の一部を改正するに当たりまして、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

今回の一部改正については、建築基準法の施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令の施行に伴いまして、排煙設備の性能の数値化によりまして、特別避難階段の構造の変更が行われることによる小値賀町条例の改正でございます。

内容をご説明いたしますと、条例第 28 条第 7 号イ及び第 43 条第 8 号イの改正で、表中「外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第 3 項第 2 号、第 3 号及び第 9 号を満たすものとする」というものを「付室（階段室が同条第 3 項第 2 号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る）」というものを通じて連絡することとし、同条第 3 項第 3 号、第 4 号及び第 10 号を満たすものとする」に改めるものでございます。現在のところ町内には該当する施

設はありませんが、もし 4 階以上の階に保育室を設けてこの事業を実施する場合には、この改正規定が適用されることとなります。

附則として、この条例は平成 28 年 7 月 1 日から施行するとしております。

慎重にご審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いをいたします。

議長（立石隆教） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 55 号、小値賀町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 55 号、小値賀町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）は、原案のとおり可決されました。

日程第 9、議案第 56 号、小値賀町立小値賀こども園設置条例の一部を改正する条例（案）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長

町長（西 浩三） 議案第 56 号、小値賀町立小値賀こども園設置条例の一部を改正する条例（案）について、提案理由のご説明をいたします。

子ども・子育て支援法施行令の一部が改正され、低所得世帯、多子世帯における保育料の負担軽減措置の拡充が図られたことに伴いまして、本町においても負担軽減措置の拡充を適用するため、小値賀町立小値賀こども園設置条例の一部を改正する条例（案）を今回、提案するものでございます。

主な改正内容としましては、別表 1 の（1）から（3）利用者負担額表の改正でございまして、低所得世帯について、現行制度では 1 号認定の子どもにつき

ましては小学校3年生まで、2号及び3号認定の子どもにつきましては小学校就学前までとされている多子計算の年齢制限を撤廃しまして、第2子の保育料を半額、第3子以降の保育料を無料とし、更に1人世帯等については第1子を半額、第2子以降を無償と改正するものでございます。

附則としまして、改正条例の施行日を公布の日からとし、平成28年4月1日に遡及して適用することとしています。

なお、こども園の保育料につきましては、現在、福祉事務所部局で子育て世帯保育料軽減事業費補助金制度によりまして、実質無料化としておりますが、補助金の対象となるこども園設置条例を4月に遡及して改正するものでございます。

慎重にご審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いをいたします。

議長（立石隆教） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第56号、小値賀町立小値賀こども園設置条例の一部を改正する条例（案）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 異議なしと認めます。

したがって、議案第56号、小値賀町立小値賀こども園設置条例の一部を改正する条例（案）は、原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第53号、工事請負契約の締結についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長

町長（西 浩三） 議案第53号、工事請負契約の締結についての提案理由をご説明いたします。

総合公園グラウンドの改修工事の入札を5月24日に行い、株式会社堀内組が

落札し、入札書記載金額1億135万円に消費税を加算した金額1億945万8,000円で、5月30日に仮契約を締結しておりましたが、地方自治法第96条第1項第5号及び小値賀町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、本案をご提案申し上げます。

なお、工期としましては114日間、9月20日までを予定しております。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いをいたします。

議長（立石隆教） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

浦 議 員

5番（浦 英明） この工事につきましては、確認のためにお尋ねしますけれども、契約、管理ですかね、管理業務、これが350万円ありましたけども、この分も含んでいるのか、お尋ねします。

議長（立石隆教） 建設課長

建設課長（蛭子晴市） お答えいたします。

管理業務のほうは建設課職員で自前でしたいと思います。ですので、その分は後ほど落としたいと考えております。

議長（立石隆教） 浦 議 員

5番（浦 英明） 前、説明の時に、表土、中層、下層の3段階で考えてみるということで、一番高いのは1億3,000万ほどなるということでありまして、この3段階のやつで一番下のやつはないと思うんですけども、これは表土をやるのか、それとも中層なのか、そこをお尋ねします。

議長（立石隆教） 建設課長

建設課長（蛭子晴市） 表層のみの施工を今回はします。透水性等を調査しましたところ、表層をやり替えれば大丈夫だろうということで考えております。

議長（立石隆教） 浦 議 員

5番（浦 英明） 私がちょっと記憶にないんですけども、表層だけだったらそんなにかからないということで、私は1億を切るのかなと考えておったんですけども、それは私の認識不足か分かりませんが、確認のためお尋ねします。

議長（立石隆教） 建設課長

建設課長（蛭子晴市） まずグラウンド自体の改修及びそれ以外の工事もありますので、1億円ちょっとという金額になったわけなんですけども、表層だけの改修であれば約6,000万から6,500万ぐらいです。

議長（立石隆教） 浦 議 員

5番（浦 英明） 分かりました。大体そのぐらいになるんじゃないかと、当初、聞いておった気がしましたんで、記憶がよみがえってきました。それで、

この分の財源の内訳をお尋ねします。

議長（立石隆教） 教育次長

教育次長（前田達也） お答えいたします。

今回のグラウンド工事のおきましては、予算で1億4,350万組んでまして、そのうち地方債が1億2,900万、それから残りの1,450万が一般財源ということになっております。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。 今田議員

1番（今田光弘） 今、お話のように、当初予算では1億4,350万ということで、今回の入札金額が1億900万余りということで、かなり差があるんですが、この辺の経緯、どうして下がったのか。企業努力、入札の結果なのか、それとも与条件が変わったのか。ご説明ください。

議長（立石隆教） 建設課長

建設課長（蛭子晴市） お答えいたします。

先程、浦議員さんから質問がありましたように、当初は表層だけで済むのか、それとも中層までしなければならないのか、ということで検討しておりましたので、1億4,000万という予算をいただいていた。それと、入札で落札率が低くなったものですから、その分浮いたということです。

議長（立石隆教） 今田議員

1番（今田光弘） 予定価格をお教えてください。

議長（立石隆教） 建設課長

建設課長（蛭子晴市） 税込で1億2,139万2,000円です。

議長（立石隆教） いいですか。

ほかにありませんか。

横山議員

6番（横山弘藏） 入札について聞きますけども、指名競争入札になっておりますけども、何社で取り行ったのか。そして、以前、最初に工事に参加した会社は今回どうなったのか。その辺をお願いします。

議長（立石隆教） 建設課長

建設課長（蛭子晴市） 8社で入札をしてもらっております。それと、以前の業者は今回は指名しておりませんで、改修であれば県内の業者でも出来るというふうに判断しましたので、県内の業者8社で行っております。

議長（立石隆教） 横山議員

6番（横山弘藏） 最初に工事をした会社は、私が個人的に思うには、その工事の施工内容とかグラウンドの様子をよく理解していたと思うんですね。そういう面では相談とか、入札に今回入れなかったそうですけども、そういったところは考慮はされなかったんですか。

議長（立石隆教） 建設課長

建設課長（蛭子晴市） 工事的には、以前の施工状況の写真もありますし、工事的には簡単に言えば表層を取り換えるという工事ですので、土木業者、県内の、県のほうで格付けをしているんですけども、A 基準格付けという業者であれば施工が出来ると判断しました。

議長（立石隆教） いいですか。

ほかにありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 53 号、工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 53 号、工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第 11、議案第 54 号、平成 28 年度小値賀町一般会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。 町 長

町長（西 浩三） 議案第 54 号、平成 28 年度小値賀町一般会計補正予算（第 1 号）について、ご説明をいたします。

今回の補正につきましては、予算書 1 ページ第 1 表のとおり、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,470 万円を増額し、補正後の予算総額を 32 億 870 万円とするものでございます。

次に、今回の補正予算の歳出の主な内容をご説明いたしますが、2 款・総務費では、昨年 7 月に日本橋に開店しましたご当地酒場「長崎県五島列島小値賀町」の 1 周年と合わせまして、すぐ近くに 3 月にオープンしております長崎県のアンテナショップ「日本橋長崎館」において小値賀町の宣伝活動を予定しております。また、その経費を計上しております。また、第 5 款・農林水産業費では、離島活性化交付金事業で実施します 6 次産業化関連事業、これは新商品の開発及

び販売促進等の事業でございますが、これを費目を負担金、補助から委託料へ組み替えるものでございます。そのほか、イノシシ対策用の電柵整備にかかる補助金、笛吹在の水田湧水処理を行う土地改良事業補助金の補正予算を計上しております。商工費では、当初予算では総務費、企画費の19節・負担金、補助計上してございましたが、教育旅行促進業務委託料として商工費に組み替えております。宿泊動向調査業務委託料は新規計上でございまして、これはコンサルに依頼するものでございます。発注後2ヶ月程度で調査報告書が提出されるものと思っております。そのほか教育費では、歴史民俗資料館に地域おこし協力隊を採用することができましたので、関連する所要経費を調整をしております。なお文化財では、歴史民俗資料館の小田家住宅の改修が必要となっておりましましたので、それに向け専門家の調査費用等の計上をしております。世界遺産登録では本当に残念な結果になっておりますけれども、再申請に向けまして、世界遺産登録関連の事業費を追加計上しております。充当財源につきましては、特別交付税と国庫支出金等を計上をしております。

以上、補正予算の概要をご説明いたしましたが、詳細につきましては担当課長より説明をさせますので、よろしくご審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いをいたします。

議長（立石隆教） 総務課長

総務課長（中川一也） それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により、6ページ歳入より、概要をご説明いたします。

9款1項1目・地方交付税は、特別交付税1,590万円増額、補正後の額を16億1,590万円としております。

13款・国庫支出金、2項・国庫補助金、7目・総務費国庫補助金を54万4,000円増額し、補正後の国庫補助金を1億7,106万8,000円としております。

14款・県支出金、2項・県補助金、1目・総務管理費補助金1万2,000円は、離島活性化交付金に含めていたため国費から県費へ組み替えるもので、8目・教育費県補助金は、当初予算編成時に歳入のみ計上していたため、錯誤措置で減額するもので、補正後の県補助金を1億6,808万8,000円としております。3項・委託金、1目・総務費委託金は、海区漁業調整委員選挙にかかる20万6,000円を計上し、1,565万円としております。

16款1項・寄附金は、ふるさと寄附金の存目計上でございます。

19款・諸収入、4項5目・雑入は、土地改良区総代選挙委託金、町村会の地域活性化支援事業補助金等、63万7,000円を計上し、補正後の額を5,137万5,000円としております。

歳出について申し上げます。

2万・総務費、1項・総務管理費、1目・一般管理費は、マイナンバー制度導

入に伴い、住基カード関連の公的個人認証システムが不要となるための減額で、6目・企画費は、先程も町長が申しあげました東京のご当地酒場の1周年に合わせて長崎県のアンテナショップでの小値賀町の物産販売や情報発信事業を計画しており、旅費、需用費、旅費補助金等を計上。13節・委託料は、小値賀町出身の音楽家による「おいでおいで小値賀島」「小値賀の郷」の2曲を収録したCD1,000枚の製作経費。18節・備品購入費は、U・Iターン促進のための新町のお試し住宅の家電製品等の購入費。19節の教育旅行支援補助金224万円につきましては、申請時の国の指摘もあり、8ページ6款1項3目・観光費、13節・教育旅行誘致促進業務委託料への組替でございまして、補正後の総務管理費を3億6,412万9,000円としております。3項・戸籍住民基本台帳費は、マイナンバーカード関連事務負担金40万6,000円計上し、2,219万2,000円としております。4項・選挙費は、海区漁業調整委員と小値賀土地改良区総代の2つの選挙経費33万円を計上し、補正後の額を415万5,000円としております。

5款・農林水産業費、1項・農業費、3目・農業振興費は、13節の担い手育成事業、6次産業化推進事業は、県の指摘による19節・負担金、補助及び交付金からの振り替えでございまして、イノシシ対策にかかる補助金77万円を増額。5目・農地費は、笛吹在の水田の湧水処理事業にかかる補助金235万円を増額し、補正後の額を3億6,871万8,000円としております。

6款1項・商工費、3目・観光費は、13節・委託料で総務費から組み替えた教育旅行助成に係る委託業務、観光客動向と宿泊施設にかかる調査業務が主なもので452万円を計上し、1億6,505万1,000円としております。

9款・教育費、2項・小値賀小学校費は、老朽化した大島分校の公用車の購入が主なもので110万円を増額し、1,923万5,000円としております。7項・社会教育費、4目・歴史民俗資料館費は、嘱託職員として地域おこし協力隊の起用を予定しており、各節のとおり129万5,000円を計上。5目・文化財保護調査費は、野崎の石垣のイノシシ被害からの保存対策と、歴史民俗資料館に併設する旧小田家の保存修復のための調査費で115万円を計上。7目・世界文化遺産登録推進事業費は、イコモスの指導を受けて再チャレンジしている長崎の教会群にかかる負担金が主なもので、237万4,000円を計上。補正後の社会教育費の額を1億5,340万3,000円としております。

12款・公債費は、国費から県費への財源組替でございまして。

以上で補正予算の説明を終わります。

議長（立石隆教） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第1表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第9款・地方交付税

浦 議 員

5番(浦 英明) 先程の町長の説明では、歴史民俗資料館とか文化財保護といったところにこの特別交付税を充てていると言われたんですけども、それについて詳細を教えてくださいませんか。

議長(立石隆教) 総務課長

総務課長(中川一也) 特別交付税ですので、一般財源として特別に充当はしてないところで、ほかの財源の裏に一般財源として充当しております。

議長(立石隆教) 浦 議 員

5番(浦 英明) 先程の町長の答弁と違うような答弁をしますんで、再度お尋ねします。

議長(立石隆教) しばらく休憩します。

— 休憩 午前 10 時 56 分 —
— 再開 午前 10 時 58 分 —

議長(立石隆教) 再開します。

地方交付税、ほかにありませんか。

(「質議なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 次に第13款・国庫支出金 浦 議 員

5番(浦 英明) これは説明したのかどうかちょっと分からないんで、私が聞きそびれたか分かりませんが、この離島活性化交付金13万8,000円、これはどこに支出のほうで充当するんですか。

議長(立石隆教) 総務課長

総務課長(中川一也) この13万8,000円というのは、15万円とマイナスの1万2,000円でございます、そのマイナスの1万2,000円がその下の総務費の県補助金の1万2,000円に動いております。だから純然たるところでは国庫補助金、離島活性化交付金は15万増えた形になっております。その充て先ですけども、主に観光費とかに充当しております。観光費というのは、先程言ったように教育旅行の委託と調査を兼ねた委託料に振替えておりますので、そこに充当しております。

議長(立石隆教) ほかにありませんか。

(「質議なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 次に第14款・県支出金

(「質議なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 次に移ります。

第16款・寄附金

(「質議なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 次に移ります。

第19款・諸収入

ありませんか。

(「質議なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 歳出に移ります。

第2款・総務費

末長議員

3番(末永一朗) 委託料の中の小値賀応援歌のことですが、先だって県北小値賀会で浦ミドリさんが披露したわけですが、中々感動したわけですが、どのような方法で宣伝するのか、お願いします。

議長(立石隆教) 総務課長

総務課長(中川一也) 1つは各小値賀会で配ったり、そういう時のイベントの中で流すというのが1つございまして、もう1つは小値賀の町内のイベントにおいても披露していきたいと。また、通信カラオケなんかで配信も出来ると聞いておりますので、これは今後また営業活動もしなければいけないと思うんですけど、そういった中でも、例えば佐世保のカラオケでも福岡のカラオケでも歌えるようになる方法、可能性もありますので、そういったのも合わせてこれから進めていきたいと考えています。

議長(立石隆教) 末永議員

3番(末永一朗) 分かりました。個人的な見解ではありますが、やはり小値賀の、今、課長が言うように、催しの時、例えば小値賀の盆踊りなんかの時には各支部の婦人会にテープを配付して練習して披露してもらおうとか、それと私の個人的なものです。今年小浜町が六社神社の祭りになってますんで、その時に踊りとして使ってみようかと考えておりますんで、よろしくお願いします。

議長(立石隆教) ほかにありませんか。 今田議員

1番(今田光弘) 今の小値賀町の応援歌ということですが、実は僕も含めて多くの小値賀町民がその存在を知らないというか、何なのか全く分かりません。どうして45万円出してそういう応援歌を作るのか、その辺の理由をお聞かせ下さい。

議長(立石隆教) 総務課長

総務課長(中川一也) 理由と申しますと、当然、そういった小値賀の出郷者が作った歌を通じて、是非、宣伝活動に使いたいという思いがございまして、非常に気持ちとして小値賀を出て故郷を懐かしむという気持ちと、小値賀を自慢したいという内容の歌詞でございまして、小値賀町民にとってもですね、例えば夏祭りとか、今言った笛吹の祭りとか、そういった機会にそういうものを流せばやっぱり自分たちの町に身近な音楽を通じて、気持ちが良い方向に、

小値賀を活性化していく方向になるのではないかというふうに考えております。それと同時に、さっきも言いましたように、出郷者にも、そういったものを通じて、良い媒体になるのかなと考えておまして、金額的にも CD1,000 枚ぐらい、そんなに大きい金額じゃなかったものですから、取り組んでいいのではないかとこのことに決定しました。

議長（立石隆教） 今田議員

1 番（今田光弘） そうするとこれは町のほうから、どなたか知りませんが、CD を、歌われている方なのか作詞作曲の方なのか分かりませんが、町のほうから依頼したということでしょうか。

議長（立石隆教） 総務課長

総務課長（中川一也） 実は、作曲をされている方が小値賀の方で、出郷者のほうからそういった話があったものですから、内部で検討して予算化をしたところでございます。

議長（立石隆教） 今田議員

1 番（今田光弘） 例えばの話になったらいけないのかもしれませんが、最近小値賀に引っ越してこられた大口さん、ベベンコビッチさん、例えば彼が「じゃあ小値賀の応援歌作るよ」となったら、また検討に値するということでしょうか。

議長（立石隆教） 総務課長

総務課長（中川一也） 同じように、その時の状況によるかと思えますけども、やっぱり検討する価値はあると思えます。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。

横山議員

6 番（横山弘藏） 1,000 枚ぐらいを作るということではありますが、在庫として残ったら大変もったいないので、利用を、例えば成人式の時に 1 枚添えてやるとかですね、作った CD が倉庫に眠らないように大いに利用してほしいと思いますので、その辺どうでしょう。

議長（立石隆教） 総務課長

総務課長（中川一也） おっしゃるように、在庫にならずずっと眠らないようにはしたいと思っておりますけども、1,000 枚がどれぐらいの感じでさばっていくのかとか、そういうのがちょっと分からないので、最初からその予定ではなくてですね、少し残るようであれば、出来るだけ良い機会を見つけて配付するような方向に持っていきたいと思えます。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。

今田議員

1 番（今田光弘） 総務費の中の 7 ページですが、食糧費というのが需用費の中に 55 万円増額ということで、当初予算は 80 万 5,000 円だったのが 55 万円も増額されてるんですが、今の時点でどのような内容でこの食糧費というのは増

額されたんでしょうか。

議長（立石隆教） 総務課長

総務課長（中川一也） 先程も町長の説明と予算の説明等でありましたけども、東京の日本橋にある長崎県五島列島小値賀町のほうで1周年の記念のイベントをしようという時に、値賀咲を期間中サービスで出そうと考えておまして、割安ですね、その分の食材費をうちのほうが提供すると考えております。そのほかにも長崎館のほうで小値賀町の物産も持ち込んで、そういった販促活動とか情報発信をやるんですけども、そういったものの粗品として小さなものを出したりとか、落花生アイス等を、それはお店のほうだと思んですけど、落花生アイスを出すとか、色々と予定しておりますので、そういった食材費を予算計上させていただいております。

議長（立石隆教） 今田議員

1番（今田光弘） そうしますと、その下の下の賄材料費ということで、前回、当初には入ってなかったんですが、16万8,000円。これもそのような使われ方ということなんでしょうか。

議長（立石隆教） 総務課長

総務課長（中川一也） 少し説明が間違っておりました。賄材料費のほうが食材の魚でございまして、もう1つの食糧費は物産の引換券であったりサービス券であったり、先程言いました、そういったもの、例えば長崎館のほうで色々買物をすればサービス券を渡したり、逆にお店のほうに行けば何かのサービス券をもらったりして、人が交互に行ったり来たりするような仕組みを考えておまして、そういった景品とかサービスの商品代といったものを、一応、食材というか、商品がいただろうと考えておりますので、落花生商品であったりとか関連商品を考えておりますので、そういった商品代ということで、食糧費で上げさせていただいております。

議長（立石隆教） 今田議員

1番（今田光弘） 長崎館というのは、ある程度オフィシャルと考えていまして問題ないと思うんですが、ご当地酒場に関しては、あれは100%民間の会社だと思うんですが、それに対して、例えば小値賀町のホームページの一番最初の画面でもご当地酒場というのが出てまして、多くの方、特に多くの観光客の方が「あれは小値賀町でやってるんだらう」という、そういう意識を持たれてしまう。現にこのように1周年ということで旅費の補助金あるいは普通旅費を出すということで、果たして妥当なのかという、本来、民間が儲けるためにやるご当地酒場である、もちろん小値賀の魚を送ってるという部分もあるんですが、どうもしっくり来ないんですが、その辺、いかがお考えでしょうか。

議長（立石隆教） 総務課長

総務課長（中川一也） 確かに民間ではございますけれども、通常、小値賀町のほうが、例えば東京でスペースを借りて何か情報発信をするとなると、相当大きな経費がかかると考えておりますけれども、それを通常は全く小値賀町はお金を出さないでも「長崎県五島列島小値賀町」ということで、東京駅のすぐ近くで、非常にテナント料の高い所で小値賀町を宣伝していただいているということは、結構大きな宣伝効果として捉えていいのではないかと考えております。まあ、ああいうところですから、商売ですから、流行り廃りがあっていつ頃くかもしれないけれども、今のところは順調に持っていつてるので、1周年をお祝いすると、同時に長崎館が3月にすぐ横にできたという地の利もありますので、是非、タイアップして宣伝活動をやることは、結構大きな効果があるのではないかと考えております。中々、東京のほうに小値賀の足掛かりというのはそうできないので、これを活用するのに、ちょっとお金の使い方としてはどうかという考え方もあるかとは思いますが、小値賀町全体の宣伝効果としては十分大きいのではないかと考えております。

議長（立石隆教） 横山議員

6番（横山弘藏） 今の今田議員の質問は私も少し引つかかるところがあるんですけども、こういった民間の会社に税金を、そう大したことないかもしれないけども、小値賀町の宣伝のために幾らか役に立っているということで協力する、その趣旨はよく分かります。しかし、こういった同じような趣旨の会社が、同じような形態の会社が仮に大阪に出来たり、また東京に出来たり、そういった似たような会社が出来た場合に、それに対しても小値賀町がこういった援助していくのかどうかですね。そういった、将来的にはやっぱりちゃんとした線引きというか、規則を設けとったほうが、今後、問題がないと私は思うんですけども、その辺、町長はどう思うか、考えを聞かせてください。

議長（立石隆教） 町長

町長（西 浩三） 横山議員も行って分かると思いますけども、あの東京のど真ん中に看板1つ出すだけでもものすごい経費がかかると思います。そういうことで、一番最初に話があった時には何も要らないっちゅうことですから、これはこっちのほうやってるわけで、会社のほうから要求されてるわけでもございませぬ。だからこれはまあ、先程、総務課長が言いましたように、費用対効果を考えるとものすごい宣伝力だと思いますし、私も東京陳情あたりに行きますと、国や県も「行ってきたよ」と言ってもらえますし、長崎県も出張の度に「行ってるよ」という人も何人もおられます。そういうことで、宣伝効果は計り知れないものがあると思います。そういうことで、後の心配は今のところしておりませぬ。そういうのはですね、やっぱり、行った方は分かると思いますけども、それぞれ小値賀町のパンフレットも置いていただいておりますし、そこ

そこさばけております。それともう 1 つは、先程から言ってますように、日本橋長崎館というのが、アンテナショップが出来ております。アンテナショップについては長年の懸案でして、長崎県も思い立ってはやめ、思い立ってはやめ、した経緯もございます。そういう中で、小値賀の地名を冠に置いた居酒屋を出しますよという話だったんで、小値賀町公認ということで、させていただいております。ということで、これはしょっちゅうやるわけではございませんので、節目節目には何らかの形で看板代という考え方でもいいかと思えますけども、やろうと思っておりますので、他の団体が出てきた時には同じようにやるかという、それはその時また考えていけばいいんじゃないかと、そういうふうに思っております。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。今のことに関連して、ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 今 田 議 員

1 番（今田光弘） 同じく総務費の中の備品購入費ということで、55 万 5,000 円。短期滞在住宅備品購入費ということで、電化製品を買うということで、さっき説明があったんですが、この住宅自体は 27 年度に完成していると思うんですが、それを今年の予算で備品を買うということでしょうか。

議長（立石隆教） 総 務 課 長

総務課長（中川一也） 議員がおっしゃるように 27 年度に完成して、28 年度に備品を買うように予算を計上しているところでございます。最初は、お試し住宅、建物だけは出来たんですけど、実際に募集をかけて色々問い合わせがあった時に、やっぱりお試しで来るもんですから、引っ越しで来るわけじゃないんで、マンスリーマンションじゃないんですけれども、そういうものがないと、やっぱり他所のお試し住宅もそういうふうきちんと整備しているということで、これがちょっと抜けていたかなということで、今回、小値賀町内の電気業者等から見積もりを取って、それから寝具とかも入れて、整備をしようということで予算計上させていただきました。

議長（立石隆教） 今 田 議 員

1 番（今田光弘） そうすると、今年度もお試し住宅を確か建設の予定だと思う…ありませんでしたか。失礼しました。訂正します。取り消します。

実はですね、私の知り合いが、4 月にお試し住宅の問合せをしたところ、ホームページには本当にきれいに書かれていて、すぐにでも入れるようになっていると。それに対して、実際に何もないと、そういうことがあると、本当に信用問題になりますんで、その辺についてはいかがお考えでしょうか。

議長（立石隆教） 総 務 課 長

総務課長（中川一也） 建物を整備している時から色々な意見があつて、贅沢

だとか、もっときれいにすべきだとか、とにかく担当が何人か集まっても色々な議論があった中で、そういう細かいところまできちんと考えてやってなかったなというふうに、担当の者としては感じているところでございます。やっぱり人にそういうふうに来てもらうということでは、ある程度はきれいに仕上げ、本当に「行ってみようか」という気にさせることがまず第一だったと反省しているところでございます。

議長（立石隆教） ただ今の件に関連して、ありませんか。

ほかにありませんか。

（「質議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 次に第5款・農林水産業費 **宮崎議員**

7番（宮崎良保） 農業費のことでちょっとお伺いをしたいと思います。趣旨説明があったんですけども、ちょっと聞き漏らしましたんで。委託料の756万ですね、担い手確保育成事業の200万と6次産業化は556万。これは19節の負担金、補助金に財源を組み替えるということで間違いはないと思うんですけども、その次にイノシシ対策に充当していますというような内容があったんですけども、この内容について、もう少し詳しく伺いたいと思います。

議長（立石隆教） 産業振興課長

産業振興課長（中村慶幸） お答えいたします。

19節の宇久小値賀地域鳥獣被害防止対策協議会補助金77万円のことをおっしゃられてるかと思っておりますけども、これは協議会の事務局が産業振興課にございますけれども、うちで貸出しをしているのはご存知かと思っておりますけども、電柵一式、消耗品まで貸出しをしてるんですが、今年度貸出しをするに当たって、ポールとかフック、それから電線コードですね、そういった消耗品の類が不足する事態になりまして、今回、補正予算で計上させていただきました。

議長（立石隆教） 宮崎議員

7番（宮崎良保） 電牧等についての備品がなくなったちゅうのはよく理解をいたしております。宇久小値賀地域鳥獣被害防止対策協議会というのは、その協議会の運営等々に関する補助金だろうと思うんですけども、そういった購入費でもこの科目でよろしいのでしょうか。伺います。

議長（立石隆教） 産業振興課長

産業振興課長（中村慶幸） お答えいたします。

鳥獣被害防止対策協議会に関しましては、ワイヤーメッシュの設置の事業等も各地区と相談しながらもうここ3年ほど進めておりますけども、そういったことで、鳥獣被害に対する様々な活動を行うように規定されておりますので、そういう意味ではここに補助金を交付するということは妥当であると思っております。

議長（立石隆教） よろしいですか。

ほかにありませんか。

浦 議 員

5 番（浦 英明） 先程の宮崎議員が言ったところですね、756 万か。これは補助金から委託料に移行しておりますけども、この理由について、どうしてそこに移行したのかお尋ねします。

議長（立石隆教） 総務課長

総務課長（中川一也） 離島活性化交付金は総務課のほうが窓口になりますので、説明いたしますが、補助金になりますと、離島流通コストの補助金がそうありますように、国が 3 分の 1、地元自治体が 3 分の 1、受益者が 3 分の 1 という離島活性化交付金のルールがございます。それで、補助金でやるのであれば町も 3 分の 1 出しなさい、国が 3 分の 1 出すからという話になるものですから、いや、そもそもまだ軌道に乗って補助金で流すような状況でなくて、今町が取組んでいるそのものであるということで、2 分の 1 の補助のほうを活用しようということで、町が委託業務として発注するという形に切り替えたところがございます。そういったことで、19 節から 13 節に移しております。

議長（立石隆教） 浦 議 員

5 番（浦 英明） したら、順調にこれがいけばまた委託料から補助金に変わるというようなことですか。

議長（立石隆教） 総務課長

総務課長（中川一也） 順調にいけば補助金すらいらなくなるのではないかと考えております。

議長（立石隆教） 浦 議 員

5 番（浦 英明） 私としては、補助金として出すのはやはりいかななものかということで、委託料に移し替えたのかなと思ったわけなんですけどね、それはそれでいいです。それで、この担い手確保育成事業、これが 200 万減額してるわけですね。これは当初がいくらやったかな、担い手育成は。当初が 1,830 万 1,000 円でありまして、その中から 200 万減額したということでありましたけども、この 200 万を減額した内容についてお尋ねします。

議長（立石隆教） 産業振興課長

産業振興課長（中村慶幸） お答えいたします。

200 万の減額ということではありませんで、19 節の 200 万を減額し、なおかつ 13 節において新たに計上し直したということで、議員がおっしゃるとおり研修事業に関しましては、当初予算で 1,830 万 1,000 円計上させていただいてるわけなんですけど、その内、今年度から担い手研修事業のスキームを 2 年から 3 年に拡充して、なおかつ個人の農家さんにも直接研修を受け入れてもらえるようにするという考えの中で、新たに、現在の担い手公社の体制では中々そこま

で拡充していくのは難しいだろうということで、サポートをしていただくための人の役務の対価としてこの 200 万を計上しているんですが、先程、総務課長が言われました離島活性化交付金の中で、従来からやっている事業に関しましては補助の対象にならない部分ですので、この新たに取り組むサポートの委託料のみを組み替えさせていただいたという経緯でございます。

議長（立石隆教） 浦 議 員

5 番（浦 英明） 人員でいえば 1 人ぐらい、あるいは 1 世帯、1 農家というんですか、そこあたりが分かればお願いします。

議長（立石隆教） 産業振興課長

産業振興課長（中村慶幸） お答えいたします。

念頭に置いているのは 1 人と考えております。

議長（立石隆教） 浦 議 員

5 番（浦 英明） すいませんね、一緒に質問すれば良かったんですけども。その人は大体どういった職種なんですか。例えば一般の農業とか、あるいは牛飼いか、色々あると思うんですけども、そこあたりについてお尋ねします。

議長（立石隆教） 産業振興課長

産業振興課長（中村慶幸） お答えいたします。

現時点でその 1 名の方がどなたかというのは確定はしておりません。ただ、研修生と担い手公社、それから農家さん、それから私たち行政とを繋いでいく役割を果たしていただかないといけませんので、農業に関する一定のスキルがある方、知識がある方を確保したいと考えております。

議長（立石隆教） それに関して、ありませんか。

ほかのことについて、ありませんか。

（「質議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 次に移ります。

第 6 款・商工費

（「質議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 次に移ります。

第 9 款・教育費

宮 崎 議 員

7 番（宮崎良保） 7 項・社会教育費の中で、8 節の報償費で地域おこし協力隊を 160 万を計上しておりますけども、この協力隊の人はどういうスキルを持っているのか。この人を雇ってどういう効果があるのか、計画があれば教えていただきたいと思えます。

議長（立石隆教） 教 育 次 長

教育次長（前田達也） お答えいたします。

今、歴史民俗資料館におきましては、嘱託職員が 1 名と臨時職員の 2 名態勢

で対応しておりますけども、今やっております嘱託職員の方が、専門性を持っているということと、体調をちょっと崩されているということがありまして、今年度においても 1 人の嘱託職員を雇用して育てていこうということで、当初予算で一応、嘱託職員 1 名分の予算を上げさせてもらったところなんですけども、実際、募集をかけましたところ応募がなかったということがありまして、その際、ちょうど地域おこし協力隊の面接等がある時期でありまして、そういうことで、事務局のほうと相談しまして、「歴史民俗資料館で働いてみませんか」という意思を一応聞いていただいたところ、「是非やりたい」という方がいらっしゃいましたので、今回、こういう形で採用させていただきたいということで、予算計上させていただいております。

議長（立石隆教） 宮崎議員

7番（宮崎良保） 経緯は分かりましたけども、その人がどういったスキルを持っているか、小値賀町の歴史に関して非常に興味を持っている人なのか、またそういった感じの資格を持っている人なのか、伺います。

議長（立石隆教） 教育次長

教育次長（前田達也） お答えいたします。

特別に歴史民俗資料館で働くということでの、そういう特別な資格等、スキルは持っていませんけども、結構、意欲的に、今、仕事をしていただいております。今の嘱託職員の方と、教えられながらやってるんですけども、非常に物覚えも良くて、意欲的にやっていただいているということで、大変、好感を持っていらっしゃってます。

議長（立石隆教） よろしいですか。

今田議員

1番（今田光弘） その地域おこし協力隊のことですが、3月議会の時に地域おこし協力隊の今年度の8名の予定ということで表をいただいております。その中にはそれに該当するようなものがなくて、全部「こういう役割」ということで書いてあったんですが、その辺についてご説明ください。

議長（立石隆教） 総務課長

総務課長（中川一也） お答えいたします。

当初予算で計上する時に、計画的に準備をするんですけども、やっぱり4月に入ったり、3月、もう予算編成が終わった後に、色々こういった問題が発生してですね、人員の確保が出来ない状況であったり途中で辞められる隊員がいらっしゃったりとか、非常に変動がございます。それと、現場のほうからどうしても人員不足で、何とか地域おこし協力隊の応援を頼めないかとか、そういった団体からも要望もございまして、総務課のほうとしては地域おこし協力隊の応募の情報発信をしております。余計来たり来なかったり、色々悩むところでございますけども、来た時にそういう情報があれば、どこどこで地域おこ

し協力隊の入る仕事があるということであれば、せっかく小値賀に住みたいということで見えられる方に対して、極力、相手がしっかりした人であれば何とか当てはめようと考えて、途中でそういう変更が生じる場所がございませぬ。そういったことで、きちんと確保して、予算のとおりというふうにいきたいんですが、中々それもいかななくて、人を雇うというのはタイミングの問題もございませぬし、向こうからこっちに移ってくる時期の問題もですな、どこかで働いている方だったり、そういう方が多いんで、「いつぐらいから来れます」とかいったこともございませぬして、そういうところで予算とミスマッチが生じることもございませぬけれども、地域おこし協力隊の1つの目的がそのまま定住ということで、小値賀の人口減対策としては非常に有効な手段と考えておりますので、その辺は臨機応変に、ちょっと取り組んでいるところでございませぬ。

議長（立石隆教） 今田議員

1番（今田光弘） 現在、地域おこし協力隊の今年度8名の予定の中で、たぶん8名いっぱいになってないと思うんですが、本当に今課長がおっしゃったように、地域おこし協力隊として小値賀にいたい、小値賀に定住したいという気持ちがある方が、本当にたぶんいっぱいいると思うんですが、むしろ、前回いただいた資料のように当てはめてしまわないで、ある程度「こういう仕事」ということで当てはめることはある程度は必要だとは思いますが、もう少しフレキシブルに相手に合わせて、今回のことは本人がやる気があればそれはそれで僕は良いと思います、もう少し、募集する時ももう少し、「要相談」ではないですけど、そういうふう幅広くして募集をかけていいんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

議長（立石隆教） 総務課長

総務課長（中川一也） 今田議員のおっしゃるのも一理、確かにあると思うんですが、一方でですな、さっき宮崎議員の質問にもありましたけれども、きちんとその業務を提示した上で、非常にそれに造詣が深かったり興味がある人が応募してくるといのも一方であるもんですから、やっぱりある程度の仕事の内容というのはきちんと出して、そして来て、実際に小値賀に住んでみて、1年ごとの更新契約でもございませぬし、同じ地域おこし協力隊が数名いれば、情報交換によってそっちのほうに進みたいという本人の意識も出てくるかと思えますので、小値賀に入って来て、色々そういう意見を聞きながら、入れ替えるという、柔軟に対応するつちゅうのが必要かと思えますけれども、一番最初の時にはやっぱりある程度の業務をお伝えして応募をかけるのが普通かなと思っております。

議長（立石隆教） ただいまの件についてありませんか。

その他についてありませんか、教育費。

横山議員

6番（横山弘藏） 小学校費のところですね、大島分校の110万円ですかね、車購入費が出てますけども、これは聞くところによると給食の食材を運んだりすることに利用するそうですけれども、港から学校に行く過程において事故があったりとか何かあったりとか、その運転手は誰がするんですか。

議長（立石隆教） 教育次長

教育次長（前田達也） お答えいたします。

基本的には教頭先生が行っておりますけれども、現在の分校の教頭先生がオートマ限定の免許でございまして、ちょっと車に乗れないということがありまして、またほかの教員が運転して教頭先生が横に乗って運搬をしている状況でございまして。

議長（立石隆教） 横山議員

6番（横山弘藏） 給食というのは非常に衛生面を強く求められるところだと思いますけども、その辺の配慮はその車にはなされているんですか。

議長（立石隆教） 教育次長

教育次長（前田達也） 基本的にはそういうのはないんですけど、ただ食材がこぼれないように、後ろにきちんと固定するような形でのバケツ等を設置したいと考えています。

議長（立石隆教） 横山議員

6番（横山弘藏） それから、ああいう大島のような自然に恵まれた、あまり車の殆どいないところの環境を考えると、ガソリン車よりも今流行りの、少々高いかもしれないですけども、電気自動車とか、そういったものは考えられないか、質問します。

議長（立石隆教） 教育次長

教育次長（前田達也） お答えいたします。

電気自動車となりますと、議員おっしゃるように、結構、金額的にだいぶ違いますし、また故障等があった場合ですね、2次離島ということで、中々、業者さんとの調整も、うまくいくかどうかというのがありますので、出来ればこういうことで、今回予定しているのはオートマ車ですので、そちらのほうで対応させていただきたいと思っております。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。

（「質議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 続いて第11款・公債費

（「質議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） これから歳入歳出全般についてご質疑願います。

しばらく休憩します。

（自由討議）

— 休憩 午前 11 時 42 分 —
— 再開 午後 2 時 04 分 —

議長（立石隆教） 再開します。

質疑はありませんか。

今田議員

1番（今田光弘） 歳出の部分の2款の総務費の中の企画費ですが、先程もちよっとお話ありましたが、ご当地酒場の1周年記念事業ということで予算を計上されておりますが、旅費が40万円、更に旅費の補助金が40万円、合わせて80万円取っていますが、この旅費の内訳というか、何人を考えているか、どなたを考えているか、お教えてください。

議長（立石隆教） 総務課長

総務課長（中川一也） お答えいたします。

9節の旅費については職員4名を考えておりまして、定住相談コーナーに担当職員を1名と、あとは祝い唄の披露等が出来るような若手の職員を3名予定しております。旅費補助につきましては同じく4名を予定しておりまして、地域おこし協力隊を2名、地域おこし協力隊の卒業生を1名、担い手の職員を1名の4名を予定しております。そのほかに担い手公社のほうでは、あと2名独自に応援に出す予定にしております。

議長（立石隆教） 今田議員

1番（今田光弘） たぶん、試食コーナーとかやるんで人が要ると、あるいは販売するのに人手が要るといって派遣されるんじゃないかと思うんですが、確かに先程の答弁のように、日本橋というすごく目立つ場所で小値賀のPRになる。それは本当にすごく良いことで理解はできるんですが、実際に全部合わせると、たぶん160万円ぐらいの予算ということで、かなり大きな金額を使って、果たしてそれが妥当であるか考えた時に、やはり今の小値賀町の財政を考えると、もうちょっと、やっぱり、減らす努力をしいんじやないかということで、例えばですね、もう少し、8人で行くところを4人に減らすとか、2人減らすとか、そういうことが出来ないか、そこをお伺いします。

議長（立石隆教） 総務課長

総務課長（中川一也） 議員のおっしゃることも分かるんですけども、1つはやっぱり、何と言っても日本の中心の東京の色んなニーズとか情報とか、そういったものを、特に若い人たち、小値賀に今後住む若い人たちに肌で知ってもらえる良い機会かなというふうには考えるところもございます。出張に東京に行ったから人材的に伸びるかどうかっていうのは確実だとは思わないんですけども、そういう狙いも1つはございます。ただ、今言ったように、全体の人

数がそれだけいないと回らないかどうかというのは、もうちょっと詰めることは可能かと思えますけれども、予算ですから、そういう形で計上させていただいております。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。

ありませんか？ほかの皆さん、ありませんか？

ありませんか？ありませんね。

（「質議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

1 番（今田光弘） 議長

議長（立石隆教） 1 番・今田 議員

1 番（今田光弘） 動議を提出します。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） ただいま、動議が提出されました。

賛成者がいますので、この動議は成立しました。

しばらく休憩します。

（修正案配付）

— 休憩 午後 2 時 09 分 —
— 再開 午後 2 時 10 分 —

議長（立石隆教） 再開します。

ただいま、今田議員から提出された本案に対する修正案に対して、今田議員に趣旨説明を求めます。

今田 議員

1 番（今田光弘） 議案第 54 号、平成 28 年度小値賀町一般会計補正予算（第 1 号）に対する修正動議の趣旨説明を行います。

先程までの質疑の中で、やはり 8 名もの人間で行って小値賀の PR をする、小値賀町の PR をすることは大事だと思いますが、今のこの事態、8 名で行ってやる必要まではないのではないかということで、現在、職員が 4 名、それ以外が 4 名ということで 8 人体制ですが、その中の 2 名、職員 4 名は、当然、業務ですから減らしようがないんですが、そのほかのサービススタッフといいますか、それについては 2 名減らしていいのではないかと思ひまして、20 万円の支出を減らす。そして収入としても 20 万円減らして…。

休憩をお願いします。

議長（立石隆教） 休憩します。

— 休憩 午後 2 時 12 分 —
— 再開 午後 2 時 13 分 —

議長（立石隆教） 再開します。 今田議員

1 番（今田光弘） 歳入分は予備費に回しまして、トータルでは金額に変更はありません。趣旨説明、以上です。

議長（立石隆教） これから今田議員提出の修正案についての質疑を行います。
質疑はありませんか。 浦議員

5 番（浦 英明） 今、今田議員の動議についての説明書を見ておりますけども、つぶさなもので、ちょっとよく分からないところがあるんですけども、予算は予算としまして、先程説明で申し上げたところに、2 名減らしてはいかかなものかというふうなことであったんですけども、それに関して、今田議員にお尋ねするよりも、町長に再度お尋ねしたいと思っておりますけども、先程、総務課長もお答えになったかと思っておりますけども、2 名減らすということについては、どのような考えを持っておられますか。

議長（立石隆教） これは関連するので、聞いてもいいことになっていきますので、答えられるなら答えてください。 町長

町長（西 浩三） 先程、総務課長も言いましたけども、検討はしてみますけども、20 万ということで、修正をする必要があるのかなっちゅうことに関しては、私は疑問に思っております。この金額 20 万を予備費に持っていくということは、やっぱりあんまり修正ではありませんので、まあ予算は予算として総務課長も考えるということですので、そのまま通していただいて、検討をさせていただければと思います。よろしいでしょうか。答えになりましたかね。

議長（立石隆教） 浦議員

5 番（浦 英明） 町長の答弁は、先程答えた総務課長の答弁と一緒にございまして、分かっています。私としても、そのあと討論をしようかなと思っておりますので、もう少し前向きに答えていただければなと思ったんですけども、まあ、検討するっていうことは良い方に検討するということであろうと思ひまして、考えておりますので、再度、お尋ねしてもいいかな。

議長（立石隆教） 疑問で終わってますけど、「削減には出来る限り努めたいと思ひます」という言葉を欲しいということですね？

町長、いかがですか。 町長

町長（西 浩三） せっかくのお望みでございまして、削減のほうに努めたいと、そう思ひます。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。
（「質議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

まず、原案に賛成者の発言を許します。 **浦 議 員**

5 番（浦 英明） 確認いたしますけども、原案というのは修正案ではなくて、前の原案ということですね？

私は賛成の立場で討論をいたします。

ご当地酒場 1 周年記念事業の旅費補助金として、民間が行う店に対して出す旅費でありまして、この補助金のあり方としてはちょっといかがなものかと、こういうふうに思っております。ただ、イベントが長崎物産館、ここで実施するというのでありまして、まあ許せる部分もあるのかなと思っております。ただ今後ですね、このルール作り等に向けまして、基準を整備するように申し上げるとともに、執行する折には十分に気を付けまして、執行停止も視野に入れて配慮されることを望みまして、私は賛成といたします。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。

（賛成討論なし）と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 次に、原案及び修正案に反対者の発言を許します。

ありませんか。

（「反対討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 反対討論なしと認めます。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「賛成討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 賛成討論なしと認めます。

次に、修正案に賛成者の発言を許します。

ありませんか。

（「賛成討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 賛成討論なしと認めます。

これから議案第 54 号、平成 28 年度小値賀町一般会計補正予算（第 1 号）を採決します。

この表決は起立によって行います。

5 番（浦 英明） 議長

議長（立石隆教） 浦 議 員

5 番（浦 英明） 修正案に対しまして、私は反対討論をしていないんですけども、それで、修正案に対して賛成も反対もなかったんですね、討論がですね。それでどっちかに決めて立つというなことは、いいんですか。

議長（立石隆教） かまいません。討論やろうがやるまいが、かまいません。これは採決です。

もう1度申し上げます。

今田議員から出された修正案に賛成の方、ご起立願います。

(賛成者起立)

議長(立石隆教) 起立少数です。

よって、修正案は否決されました。

次に、原案に賛成者の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(立石隆教) 起立多数です。

よって、議案第54号、平成28年度小値賀町一般会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

7番(宮崎良保) 議長

議長(立石隆教) 宮崎議員

7番(宮崎良保) ただいまの議案に対して賛成多数ということで、原案が可決しました。しかし、先程も言ったようにですね、かなり問題点もあろうかと思っておりますので、ここで議員総意をもって、今度の議案の執行に対して何らかの処置の意思表示をしたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

議長(立石隆教) 具体案がありますか。 宮崎議員

7番(宮崎良保) そうですね。要するに、公社の職員に対する旅費つちゅうのが一番問題だろうと思うんですよ。だから、この公社の方の旅費の支給に関して、今、担い手公社は一般財団法人ですよ。一般財団法人だとすれば、収益部門と公益部門とがあろうかと思っております。だから公益部門の職員を送るには何ら障害がないとは思いますが、収益部門の職員があるのはちょっと疑問があるかなとは思っております。そこで、そうした方ですね、決議といいましょうか、そういうのが全議員で採決出来ればいいのかと思っておりますけど、どうでしょうか。

議長(立石隆教) しばらく休憩します。

— 休憩 午後 2 時 22 分 —
— 再開 午後 2 時 27 分 —

議長(立石隆教) 再開します。

日程第12、議員派遣の件についてを議題とします。

お手元に配付のとおり、6月定例会以降の長崎県町村議会議長会が主催する研修会に議員派遣を行いたいと思っております。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件については、原案のとおり決定されました。

なお、決定しました本件について変更が生じた場合の取扱いは、議長に一任願います。

日程第13、各委員会の閉会中の継続調査(審査)についてを議題とします。

各委員会委員長から、会議規則第75条の規定によって、委員会の特定事件調査事項について、閉会中の継続調査(審査)の申し出があります。

お諮りします。

各委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査(審査)とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 異議なしと認めます。

したがって、各委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査(審査)とすることに決定しました。

以上で、本定例会に付議された案件の審議は、全部終了致しました。

これで、平成28年小値賀町議会第2回定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

— 午後 2 時 28 分 散会 —